

2021年5月31日

ミャンマー国ヤンゴン市における事業について

東京建物株式会社

当社は、ミャンマー国における2016年の民主的な政権の発足を踏まえ、日本の都市開発で培ってきた技術・知見等を活用し、民政後のミャンマー新投資法に基づく第一号投資許可案件として、ヤンゴン市中心部において日本のコンソーシアムが現地プロジェクト会社を通じて推進する大規模複合開発事業(以下「本事業」という。)に、その一員として参画しております。

本年2月1日の同国における「非常事態宣言」以来、当社は、現地の情勢を注視しており、同国において人権が尊重されることを切に願っております。

本事業においてはミャンマー国民及び本事業関係者の安全を第一に考えており、本年2月1日以降、本事業を全面的に停止しております。

当社は、本事業を通じてミャンマー国の民主的な発展に寄与することを希求しており、本事業がミャンマー国民の意志と利益に合致するよう、当社の人権方針に基づき、関係者の皆様との対話を行うとともに、引き続き事実確認に注力して参ります。